

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
申請者			介護 保険法 78の2, 86	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(※条例委任されていない)		
基本方針			1-2	①施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。 ②入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。 ③明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	39	①入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 ②地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
人員基準	従業員の員数	医師		健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数		同左
		生活相談員		入所者数100に対し1以上で常勤		同左
		介護職員、看護職員 (総数)		常勤換算で入所者数3に対し1以上		同左
		看護職員	入所者が30を越えない	常勤換算1以上 1人は常勤	同左	
			入所者が30を越えて 50を越えない	常勤換算2以上 1人は常勤		
			入所者が50を越えて 130を越えない	常勤換算3以上 1人は常勤		
			入所者が130を越える	常勤換算で3＋利用者数50に対し1以上 1人は常勤		
		栄養士		1以上 定員が40以下の場合、処遇に支障がなければ置かないことができる。		同左
		機能訓練指導員		1以上 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者。 同施設の他の職務に従事可。		同左
		介護支援専門員		1以上 入所者数100に対し1以上 常勤専従だが、同施設の他の職務に従事可。		同左
				38		

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

				条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)	
設備基準	居室	ユニット	定員	3	1人(例外2人)	40	同左	
			一ユニット定員		-		おおむね10人以下	
			一人当たりの床面積		10. 65㎡以上		10. 65㎡以上(2人:21. 3㎡以上)	
			居室を隔てる壁		-		ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。	
	ブザー等		設置		同左			
	共同生活室		形状		-		入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状	
			床面積		-		2㎡×ユニットの定員以上	
			設備・備品		-		必要な設備及び備品	
	洗面設備		位置		居室のある階ごとに設置		居室ごと又は共同生活室ごとに適当数	
			構造等		要介護者が使用するのに適したもの		同左	
	便所		位置	居室のある階ごとに居室に近接	居室ごと又は共同生活室ごとに適当数			
			ブザー等	設置	同左			
			構造等	要介護者が使用するのに適したもの	同左			
	静養室		位置	介護職員室又は看護職員室に近接	-			
	浴室		構造等	要介護者が入浴するのに適したもの	同左			
	医務室		形態	診療所	同左			
			設備・備品	医薬品及び医療機器 必要に応じて臨床検査設備を設置				
	食堂及び機能訓練室		広さ	それぞれ必要な広さ 合計面積は3㎡×定員以上 広さを確保できれば同一の場所でも可	-			
			備品	必要な物を設置				
	廊下		廊下幅	1. 8m以上 中廊下は2. 7m以上	1. 8m以上 中廊下は2. 7m以上 廊下の一部を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には1. 5m以上、中廊下は1. 8m以上。			
	火災その他非常災害対策					必要な設備		同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	4	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②入所申込者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。	49 (4準用)	同左
	提供拒否の禁止	4-2	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	49 (4-2準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	4-3	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等を行う。	49 (4-3準用)	同左
	受給資格等の確認	5	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	49 (5準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	6	①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	49 (6準用)	同左
	入退所	7	①常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な者に対しサービスを提供する。 ②入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させる。 ③入所時に居宅介護支援事業者への照会等により心身の状況等の把握に努める。 ④入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。 ⑤④にあたって、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。 ⑥心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。 ⑦退所時に居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス等を提供する者との連携に努める。	49 (7準用)	同左
	サービスの提供の記録	8	①入所時に入所の年月日・施設の種類・名称を、退所時には退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。 ②提供した具体的なサービスの内容等を記録する。	49 (8準用)	同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	利用料等の受領	9	①法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、サービス費用基準額からサービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。 ②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。 ③上記の支払を受ける額のほか、下記の費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用 二 居住に要する費用 三 入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 六 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの ④上記一から四までの費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ⑤上記に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、一から四までの費用に係る同意については、文書によるものとする。	41	同左
	保険給付の請求のための証明書の交付	10	法定代理受領に該当しないサービスの費用の支払を受けた場合は、サービス提供証明書を交付する。	49 (10準用)	同左
	サービスの取扱方針	11	①施設サービス計画に基づき、処遇を妥当適切に行う。 ②漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。 ③処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。 ④当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ⑥自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。	42	①施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活を支援する。 ②各ユニットにおいて入居者が役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。 ③プライバシーの確保に配慮する。 ④自立した生活の支援を基本として、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。 ⑤入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 ⑥当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑦身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ⑧自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	施設サービス計画の作成	12	①管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 ③適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 ④③のアセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 ⑤入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 ⑥サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 ⑦内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 ⑧当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 ⑨施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 ⑩モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 ⑪下記の場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ⑫②～⑧までの規定は、⑨に規定する施設サービス計画の変更について準用する。	49 (12準用)	同左
	介護	13	①自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。 ②週2回以上の入浴・清しき。 ③排せつの自立について必要な援助を行う。 ④おむつの適切な取り替え。 ⑤褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑥離床、着替え、整容等を適切に行う。 ⑦常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑧入所者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	43	①相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、適切な技術をもって行う。 ②入居者が、日常生活における家事を、役割を持って行うよう適切に支援する。 ③適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。やむを得ない場合には、清しきで可。 ④排せつの自立について必要な援助を行う。 ⑤おむつの適切な取り替え。 ⑥褥瘡発生予防のための体制整備。 ⑦離床、着替え、整容等を適切に行う。 ⑧常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。 ⑨入居者に対し、その負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
	食事	14	①栄養・嗜好等を考慮した食事を適時に提供する。 ②可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。	44	①栄養・嗜好等を考慮した食事を提供する。 ②食事の自立について必要な支援を行う。 ③入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。 ④入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、共同生活室での食事を支援する。
	相談及び援助	15	入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。	49 (15準用)	同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	社会生活上の便宜の提供等	16	①教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。 ②行政機関等に対する手続について、その者又は家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。 ③入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。 ④入所者の外出の機会を確保するよう努める。	45	①嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、これらの活動を支援する。 ②行政機関等に対する手続について、その者又は家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代行する。 ③入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。 ④入居者の外出の機会を確保するよう努める。
	機能訓練	17	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。	49 (17準用)	同左
	健康管理	18	医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。	49 (18準用)	同左
	入所者の入院中の取扱い	19	病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようする。	49 (19準用)	同左
	入所者の市町村への通知	20	以下に該当する場合は、意見を付してその旨を市町村に通知する。 一 正当な理由なしに指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	49 (20準用)	同左
	管理者による管理	21	管理者は、常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又はサテライト型居住施設の職務に従事することができる。	49 (21準用)	同左
	管理者の責務	22	①施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 ②従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	49 (22準用)	同左
	計画担当介護支援専門員の責務	22-2	一 入所の際に、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握する。 二 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。 三 居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、本人・家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。 四 退所に際し、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。 五 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 六 苦情の内容等を記録する。 七 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。	49 (22-2準用)	同左
	運営規定	23	一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。	46	一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 非常災害対策 八 その他施設の運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	勤務体制の確保等	24	①適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。 ②従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。 ③施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	47	①適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定める。 ②以下の職員配置を行う。 一 昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置。 ③ユニット型施設は、ユニット型施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ④従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。
	定員の遵守	25	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	48	ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
	非常災害対策	26	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。	49 (26準用)	同左
	衛生管理等	27	①入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。 ②施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。 四 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。	49 (27準用)	同左
	協力病院等	28	①協力病院を定めておく。 ②協力歯科医療機関を定めておくよう努める。	49 (28準用)	同左
	掲示	29	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。	49 (29準用)	同左
	秘密保持等	30	①業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。 ③居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。	49 (30準用)	同左
	広告	31	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	49 (31準用)	同左

◆指定介護老人福祉施設における基準省令の整理

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	一般(第1～4章)	条文	ユニット型(第5章)
運営基準	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	32	①居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、利益を供与してはならない。 ②居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、利益を収受してはならない。	49 (32準用)	同左
	苦情処理	33	①苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。 ③入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。 ⑤入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、内容を国民健康保険団体連合会に報告する。	49 (33準用)	同左
	地域との連携等	34	①地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。 ②サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。	49 (34準用)	同左
	事故発生防止及び発生時の対応	35	①事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。 ②サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。 ④サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。	49 (35準用)	同左
	会計の区分	36	事業の会計をその他の事業の会計と区分する。	49 (36準用)	同左
	記録の整備	37	①従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。 ②サービス提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。 一 施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	49 (37準用)	同左